

補装具費支給手順について

★ 購入又は修理前に申請が必要です！ ★

① 申請

必ずお住まいの区の保健福祉課に申請してください。

＜申請の際に必要なもの＞

	持ってくるもの	備考
1	印鑑	シャチハタ不可
2	身体障害者手帳 または 特定医療費(指定難病)受給者証	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちでない方も対象となる場合があります。
3	補装具費(購入・修理)支給申請書 兼世帯調書	各区保健福祉課の窓口にあります。
4	補装具費支給意見書	各区保健福祉課の窓口にあります。 作成医師の条件等は窓口でお問い合わせください。 また、意見書が不要な場合がありますので、窓口でお問い合わせください。
5	市民税課税証明書	市外から転入された方など広島市に市民税課税情報がない方は、税情報を有する転入前等の市町村等が発行する市民税課税証明書の提出が必要です。 申請する月の属する年度のもの(申請する月が4月から6月の場合は前年度もの)をご持参ください。
6	個人番号(マイナンバー)のわかるもの	通知カード、個人番号記載の住民票など

② 判定等

判定の仕方は、種目により異なります。

また、修理等、判定が不要な場合もあります。

種目	判定方法
義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす、 電動車いす、重度障害者用意思伝達装置	身体障害者更生相談所への来所判定 (原則)
眼鏡	身体障害者更生相談所の書類判定
義眼、歩行器	福祉事務所(各区保健福祉課)の 意見書判断
盲人安全つえ、歩行補助つえ	福祉事務所(各区保健福祉課)の 申請書判断

※上表に関わらず、障害児の場合は、障害児のみの給付種目(座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具)を含め、意見書判断となります(ただし、盲人安全つえ及び歩行補助つえは申請書判断)。

③ 支給決定

判定等により補装具の支給が認められた場合、「補装具費支給決定通知書」をお送りします。

④ 仮合わせ・適合判定

身体障害者更生相談所または意見書を作成した医師が実施します（種目等により省略されるものもあります。）。

⑤ 引渡し

補装具の製作・修理終了後、補装具業者から提示される「代理受領に係る補装具費支払請求委任状」及び「補装具費支給券」に、必要事項を記入・押印します。

⑥ 支払

利用者負担額を補装具業者に支払います。
公費負担額は各区保健福祉課が、補装具業者に支払います。

詳しくは、各区保健福祉課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)504-2588	FAX(082)504-2175
東区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)568-7734	FAX(082)264-5271
南区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)250-4132	FAX(082)252-2949
西区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)294-6346	FAX(082)231-6284
安佐南区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)831-4946	FAX(082)879-8565
安佐北区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)819-0608	FAX(082)815-0466
安芸区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)821-2816	FAX(082)821-2832
佐伯区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)943-9769	FAX(082)923-1611